

労働基準関係法令違反に係る公表事案

資料№28

熊本労働局

最終更新日：令和4年4月28日

企業・事業場名称	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)A	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 of 休業を要する労働災害について、虚偽の記載をした労働者死傷病報告書を提出したもの	R3.6.15送検
(株)B	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 of 休業を要する労働災害について、虚偽の記載をした労働者死傷病報告書を提出したもの	R3.6.15送検
C(株)	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第71条	移動式クレーンを用いて作業を行うに当たり、クレーンの運転について合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなかったもの	R3.11.8送検
(有)D	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 of 休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R3.11.9送検
(有)E	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第637条	作業場所を毎作業日ごとに少なくとも1回巡視を行っていなかったもの	R3.11.30送検
F(株)	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 労働者派遣法第45条	派遣労働者に、高さ3.4mの法面通路において、墜落防止措置を講ずることなく作業を行わせたもの	R3.11.30送検
G	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働者に4日以上 of 休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R3.11.30送検
H(株)	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ3.2mの屋根の軒先において、墜落防止措置を講ずることなく作業を行わせたもの	R3.12.8送検